

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	生活習慣病予防健診の委託及び検体検査に関わる再委託について
----	-------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

第14条第1項（個人情報の電子計算機処理の委託、再委託）

（担当部課：健康部 西新宿保健センター）
担当係 業務係 担当者 尾崎 内線（4040）

事業の概要

事業名	生活習慣病予防健診
担当課	保健センター
目的	生活習慣病の発症や重症化を予防する
対象者	16歳以上65歳未満の区民
事業内容	<p>平成20年度から、40歳以上65歳未満の国民健康保険被保険者に対する特定健康診査及び40歳以上65歳未満の生活保護受給者・16歳以上40歳未満の区民を対象とした健診を総合した健診として実施する。なお、肝炎ウイルス検査、前立腺がん検診についても、希望者に対して併せて実施する。</p> <p>< 検査項目 ></p> <p>問診、身体測定、理学的検査、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図検査 眼底検査、肝炎ウイルス検査、前立腺がん検査</p> <p>< 健診体制 ></p> <p>検査日と結果説明日の2日制とし、結果説明は、医師が対面方式で実施する。</p>

件名 生活習慣病予防健診の委託及び検体検査に関わる再委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課 (担当課)	保健センター	委託先	・入札により決定する健診機関 ・上記健診機関指定の血液等専門 検査機関
登録業務の名称	生活習慣病予防健診		
情報はどのような媒体 に記録されているか	電子的媒体(保健情報システム及 びホストコンピュータ)	情報はどのような媒体 で提供するのか、取 扱わせるのか	紙及び電子的媒体
保有している 情報項目	健診結果、問診結果及び 付属資料1	左欄の保有情報のう ち、業務委託に伴い 提供する項目又は 処理を依頼する項目	提供する項目 付属資料1 処理を依頼する項目 健診結果、問診結果 再委託先に提供する項目 氏名、生年月日、性別
委託の理由	<p>現在、保健センターでは、20歳以上55歳未満の区民を対象に生活習慣病の予防及び健康管理を目的とした健診を実施している。平成20年度からは、対象年齢を16歳以上65歳未満に拡大し、対象者のうち、40歳以上65歳未満の国保被保険者については特定健診として実施することになる。健診の実施にあたっては、多くの対象者に良質なサービスが低廉に確保できるように民間事業者への委託を国も推奨しており、健診業務の効率化及び費用対効果を考え、健診業務を委託することが妥当である。</p> <p>(検体検査の再委託) 健診機関が自ら実施できない検査について、専門検査機関に再委託する必要がある。</p>		
委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 ・検体委託(再委託) 		
委託の開始時期及び 期限	平成20年4月以降継続		
委託にあたり区が行う 情報保護対策	契約にあたり、付属資料2「特記事 項」を付す。	受託事業者としての 情報保護対策	個人情報保護法、医療・介護関 係事業者における個人情報の取 扱いのためのガイドラインを遵守 する。

付 属 資 料 1

情報を提供する項目

1 健診受診者情報等

郵便番号、漢字住所、漢字方書、漢字氏名、区民番号、生年月日、性別、受診日、受付番号、受診場所、肝炎検査実施の有無、前立腺がん検査受診希望の有無、骨粗しょう症予防検診受診希望の有無、生活保護受給の有無

2 検査項目

- ・問診内容、身長、体重、肥満度・標準体重、腹囲、理学的所見、血圧
- ・血液検査結果
- ・尿検査結果
- ・心電図結果
- ・眼底検査結果
- ・肝炎ウイルス検査結果
- ・前立腺がん検査結果
- ・階層化の判定（情報提供、動機づけ支援、積極的支援）

3 生活習慣問診票内容

特 記 事 項

(基 本 的 事 項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘 密 の 保 持)

2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目 的 外 利 用 及 び 第 三 者 へ の 提 供 等 の 禁 止)

3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適 正 な 管 理)

4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複 写 等 の 禁 止)

5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再 委 託 の 禁 止)

6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資 料 等 の 返 還 等)

7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業 務 に 関 する 報 告)

8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監 査)

9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従 業 員 に 対 する 教 育)

10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事 故 発 生 時 等 に お け る 報 告)

11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公 表)

12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損 害 の 賠 償)

13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。